

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「在宅患者緊急時等共同指導料」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一  
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

### 凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

（4月22日更新）

・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

本資料は、2022年4月19日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

資料No.20220425-1087-1

内 容		点 数
<p>訪問薬剤管理指導を実施している薬局薬剤師が、在宅患者の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う医療機関の保険医の求め又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医で、当該医療機関の保険医、歯科訪問診療を実施している医療機関の歯科医師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合1回につき算定</p> <p>※在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は、<b>別途算定不可</b></p> <p>※薬局と患家との距離が16キロメートルを超えた場合、特殊の事情があった場合を除き<b>算定不可</b></p>		700点 (月2回まで)
	麻薬管理指導加算	100点
<input type="checkbox"/>	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 ※医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者	250点
	乳幼児加算 ※6歳未満の乳幼児	100点
<input type="checkbox"/>	小児特定加算 ※医療的ケア児（18歳未満）	450点
	在宅中心静脈栄養法加算 ※在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点

【主な要件】

在宅患者の状態の急変



医師の求め



在宅担当医



在宅担当医と連携する別の医療機関の医師

カンファレンス参加（オンライン可）



患家を訪問して指導



薬歴等への記載



対応可能エリアは原則16km以内



・患家から16キロ圏域内に、在宅患者訪問薬剤管理指導を届出ている薬局がない等、特殊な事情がある場合は算定可  
 ・平成24年3月31日以前から在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者は算定可  
 なお、特殊な事情もなく、患家の希望により実施した場合、保険診療としては認められず、患者負担

2022年度改定で変更された内容

または

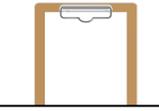


患者の在宅療養を担う  
医療機関の保険医



在宅担当医と連携する  
別の医療機関の医師

⑤ 必要事項を記録



薬剤服用歴

② 求め

訪問薬剤管理指導を実施している  
薬局薬剤師

④

計画的な訪問薬剤管理指導  
療養上必要な薬学的管理指導

の実施

踏まえ

共有した患者の診療情報と  
カンファレンス結果

③ 共同カンファレンス

③ 患者を訪問 又は  
ビデオ通話 (オンライン)



- ・カンファレンスと指導は別日でも可。  
(カンファレンスの翌日以降速やかに行う。)
- ・指導は患者を訪問して行う。

**(指導をオンラインで行った場合は、  
在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定し、  
在宅患者緊急時等指導料は算定できない。)**

**在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保  
険医については、担当医に確認し、薬学的管理指導計画書  
等に当該医師の氏名と医療機関名を記載すること**

【オンライン可の要件】

● **1者以上が患者に赴いている**

● 患者の同意を得ている

● 医療機関の医療情報システムと共通のネットワーク上の端末で  
カンファレンスを実施する場合、  
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応する

患者



①

- ・病状の急変や
- ・診療方針の大幅な変更等

在宅での療養を行っている通院が困難な患者

## 調剤管理料における薬剤服用歴等の記載事項

- ア 患者の基礎情報  
(氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、必要に応じて緊急連絡先)
- イ 処方及び調剤内容等  
(処方した保険医療機関名、処方医氏名、処方日、調剤日、調剤した薬剤、処方内容に関する照会の要点等)
- ウ 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴等を含む）、薬学的管理に必要な患者の生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向
- エ 疾患に関する情報  
(既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。)
- オ オンライン資格確認システムを通じて取得した患者の薬剤情報又は特定健診情報等
- カ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
- キ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
- ク 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）及び患者又はその家族等からの相談事項の要点
- ケ 服薬指導の要点
- コ 手帳活用の有無  
(手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無、複数の手帳を所有しており1冊にまとめなかった場合はその理由)
- カ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- シ 指導した保険薬剤師の氏名

## カンファレンスに関する情報

- カンファレンス及び薬学的管理指導の実施日
- 薬学的管理指導を行った薬剤師の氏名
- カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名
- 在宅担当医又は連携医から要請があって患家を訪問し、他の医療関係職種等と共同してカンファレンスを行い、その結果を踏まえて薬学的管理指導を実施した旨及びその理由
- カンファレンスの要点
- カンファレンスの結果を踏まえて実施した薬学的管理指導の内容（服薬状況、副作用、相互作用等に関する確認等を含む。）
- 保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

通知では『調剤管理料の1の(6)の記載事項に加えて』と記載されていますが、本資料では前回改定時の内容を踏まえて(7)の記載事項を記載しています

項 目		算定回数
調剤管理料	調剤管理加算	処方箋受付ごと
	電子的保健医療情報活用加算	処方箋受付ごと

外来服薬支援料 2	処方箋受付ごと	在宅患者重複投薬 相互作用等防止管理料	処方箋受付ごと
服用薬剤調製支援料 1	月 1 回まで	経管投薬支援料	1 回まで
服用薬剤調製支援料 2	3月に1回まで		